

住商リアルティ・マネジメント株式会社 に対する検査結果に基づく勧告について

令和7年11月11日付にて、証券取引等監視委員会より、住商リアルティ・マネジメント株式会社が、不動産の鑑定評価を依頼するに際し、不適切な不動産鑑定業者選定プロセスを実施し、また、不動産鑑定業者への不適切な働きかけを行ったとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づく行政処分を行うよう勧告したとの公表がなされました。

今般同委員会が認めた問題点は、適正な鑑定評価の実施を阻害するものであり、誠に遺憾です。

本会におきましても、本件の情報収集に努め、事実関係を調査のうえ、適切に対応してまいります。

令和7年11月20日

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
会長 吉 村 真 行

※ 証券取引等監視委員会「住商リアルティ・マネジメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について」

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2025/2025/20251111-1.html